

小松市バイオマス設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止を始めとする環境保全対策の一環として、薪ストーブ、木質ペレットストーブ又は木質バイオマスボイラー（以下「バイオマス設備」という。）を購入する者に対して補助金を交付するものとし、小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 薪ストーブ 燃料として用意された木及び粉碎した木くずを燃料として使用する暖房器具（排気筒に接続して使用するものに限る。）をいう。
- (2) 木質ペレットストーブ 粉碎した木くずを圧縮成型した円柱状の固形燃料を使用する暖房器具（排気筒に接続して使用するものに限る。）をいう。
- (3) 木質バイオマスボイラー 薪や粉碎した木くず、木質ペレットを燃料として、容器内の水を加熱し、所要の蒸気又は温水を作る装置（排気筒に接続して使用するものに限る。）をいう。

(補助金の交付)

第3条 バイオマス設備を購入する者に対し、小松市バイオマス設備設置補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の交付対象者)

第4条 第4条 補助金の交付対象者は、市内に住居、事務所、店舗、若しくは作業場を有し、又は建築する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者には、補助金を交付しない。

- (1) 市税（延滞金含む。）を滞納している者
- (2) 補助金の交付決定を受けた日の属する年度内にバイオマス設備の設置を行うことが困難であると認められる者

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

ただし補助金の交付は1の建物につき、バイオマス設備1基分とし、1回を限度とする。

2 前項の規定により算定した金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小松市バイオマス設備設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置するバイオマス設備の仕様書若しくはカタログ

- (2) 見積書の写し（購入費及び設置工事費等の内訳が分かるもの）
- (3) バイオマス設備の設置予定箇所の分かる案内図及び建物平面図等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定）

第7条 市長は、交付申請書を受理したときは、当該交付申請書に係る内容を審査の上、速やかに補助金交付の適否を決定し、小松市バイオマス設備設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）を当該申請者に通知するものとする。

（事業の変更等承認申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付決定通知を受けた後において、交付申請書の内容を変更しようとするとき又は事業を廃止しようとするときは、小松市バイオマス設備設置費補助金（変更・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに小松市バイオマス設備設置費補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）を、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) バイオマス設備の設置に要した費用の内訳書及び領収書の写し
- (2) バイオマス設備の設置状況が確認できる写真（内部及び外部）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、速やかにその審査を行い、補助金の交付額を確定し、バイオマス設備設置費補助金交付額確定通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付の条件）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助の対象となったバイオマス設備についてはその設置後6年を経過することとなるまでは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が前項の承認を受けて、当該設備を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返還させることができる。

3 バイオマス設備の使用にあたっては、その使用による煙の発生について、近隣住宅等

に迷惑とならないように留意するとともに、火災予防上の安全を確保しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、小松市補助金交付規則第 15 条に定めるもののほか次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(委任)

第 14 条 この要綱の定めるもののほか、小松市バイオマス設備設置費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助金の交付対象経費	価格（税抜）	補助率	補助限度額
バイオマス設備の本体購入費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	50 万円未満	交付対象経費の 2 分の 1 以内	5 万円
	50 万円以上	交付対象経費の 10 分の 1 以内	30 万円